

[事案 2019-152] 慰謝料請求

・令和2年3月13日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の誤説明を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

脳梗塞により入院したため、平成10年12月に契約した終身保険に付加された特定疾病保障特約にもとづき、特定疾病保険金を請求したところ、同保険金は支払われたが、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 同特約の保障期間が請求前に満了するため、更新が必要ないかどうか、請求前に保険会社に確認し、更新の必要はないとの回答をされていたにもかかわらず、実際には更新が必要であった。
- (2) その誤説明により、入院中、保険会社と何度もやりとりが生じることになり、治療に専念することができず、夜も眠れなかった。

<保険会社の主張>

誤説明は認めるが、慰謝料を支払うほどの違法性は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本事案の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、慰謝料の支払いは認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 誤説明をしたのは、保険会社の専門部署の担当者である。
- (2) 誤説明により、保険会社と何度もやりとりが生じ、治療中の申立人が対応を余儀なくされ、精神的・肉体的に大きな負担を感じたことは否定できない。